

平成23年社会生活基本調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

社会生活基本調査は、昭和51年以来5年ごとに行われており、平成23年調査はその8回目に当たる。

3 調査日

調査は、平成23年10月20日現在で行う。

ただし、生活時間の配分についての調査は、総務大臣が10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間とする。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約6,900調査区（以下「調査区」という。）とする。

(2) 調査の対象

調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により都道府県知事（以下「知事」という。）が選定する1調査区12世帯、合計約8万3千世帯の世帯員とする。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除く。

ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む。）

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の被収容者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

カ 社会福祉施設の入所者

キ 病院、療養所等の入院患者

ク 水上に住居を有する者

5 調査事項

調査は、調査票A又は調査票Bにより、以下の事項を調査する。

《調査票A》

(1) すべての世帯員に関する事項

ア 世帯主との続柄

イ 出生の年月又は年齢

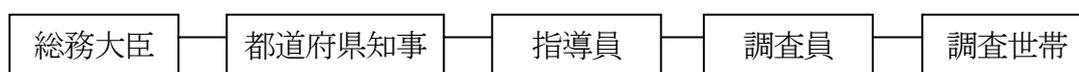
- ウ 在学，卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
 - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ 学習・研究活動の状況
 - オ ボランティア活動の状況
 - カ スポーツ活動の状況
 - キ 趣味・娯楽活動の状況
 - ク 旅行・行楽の状況
 - ケ 生活時間の配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 介護の状況
 - イ 就業状態
 - ウ 就業希望の状況
 - エ 従業上の地位
 - オ 勤務形態
 - カ 年次有給休暇の取得日数
 - キ 仕事の種類
 - ク 所属の企業全体の従業者数
 - ケ ふだんの1週間の就業時間
 - コ 希望する1週間の就業時間
 - サ 通勤時間
 - シ ふだんの健康状態
 - ス 仕事からの年間収入
- (5) 60歳以上の世帯員に関する事項
 - 子の住居の所在地
- (6) 世帯に関する事項
 - ア 世帯の種類
 - イ 10歳以上の世帯員数
 - ウ 10歳未満の世帯員数
 - エ 住居の種類
 - オ 自家用車の所有の状況
 - カ 世帯の年間収入
 - キ 介護支援の利用の状況
 - ク 不在者の有無

《調査票B》

- (1) すべての世帯員に関する事項
 - ア 世帯主との続柄
 - イ 出生の年月又は年齢
 - ウ 在学，卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
 - ア 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ 携帯電話，パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
 - オ 生活時間の配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 介護の状況
 - イ 就業状態
 - ウ 従業上の地位
 - エ 勤務形態
 - オ 年次有給休暇の取得日数
 - カ 仕事の種類
 - キ ふだんの1週間の就業時間
 - ク 希望する1週間の就業時間
 - ケ ふだんの健康状態
 - コ 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
 - ア 世帯の種類
 - イ 10歳以上の世帯員数
 - ウ 10歳未満の世帯員数
 - エ 住居の種類
 - オ 自家用車の所有の状況
 - カ 世帯の年間収入
 - キ 介護支援の利用の状況
 - ク 不在者の有無

6 調査の方法

- (1) 調査の流れ
調査は，次の流れにより行う。



(2) 調査の方法

調査は、調査員が調査世帯ごとに調査票を配布及び収集することにより行う。

(3) 報告の方法

報告は、世帯主又は世帯員が調査票に記入する方法により行う。ただし、一部の地域の調査世帯については、インターネットにより回答することも可能とする。

7 結果の集計

(1) 集計事項

《調査票A》

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する。

ア 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

イ 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

※ 14地域：北海道、東北、関東Ⅰ、関東Ⅱ、北陸、東海、近畿Ⅰ、近畿Ⅱ、山陰、山陽、四国、北九州、南九州、沖縄

※ 大都市圏：札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、新潟大都市圏、静岡・浜松大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、岡山大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏

※ 都市階級：大都市、中都市、小都市A、小都市B、町村

《調査票B》

1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項について、全国集計する。

(2) 集計

調査結果の集計は、独立行政法人統計センターにおいて電子計算機により行う。

8 結果の公表

調査票Aの過去1年間の生活行動に係る調査結果については平成24年7月末日までに、調査票Aの生活時間に係る調査結果については平成24年9月末日までに、調査票Bに係る調査結果については平成24年12月末日までに、インターネットへの掲載等により公表し、おって報告書を刊行する。